

書評

BOOK REVIEWS

渡辺 賢 著

『公務員労働基本権の再構築』

川田 琢之

公務員の労働基本権の保障/制約をめぐる問題は、今日の労働法学においてはやや「古典的」な問題となった感もあるが、相当な理論の蓄積・深化があるものなお十分に検討されていない重要な問題も少なくない。昨今の公務員制度改革をめぐる政策動向の中で公務員の労働基本権問題にも目が向けられており、学界における理論的検討が法政策に影響を及ぼす可能性も高まりつつある。

本書は、このような状況の中で登場した、公務員の労働基本権問題に関する久々の本格的な研究書である。

本書の構成は、大まかにいえば、第1部=序論、第2部=争議権に関する検討、第3部=団体交渉権に関する検討、という3部構成であり、第1部、第2部と第3部第1章は著者の既発表論文をベースとしたものである（なお、第2部の基になった論文については本誌「学界展望」でも取り上げられている。本誌536号31-36頁）。既発表論文はおおむねそのままの形で本書に収録されており、読者は、著者の所説が萌芽的なものから具体的主張へと発展し、本書に結晶される過程を読み取ることができるであろう（ただしその一方で、判例・学説のまとめ等について重複的な記述が多くなるなど、こうした収録方針が本書全体の論理の流れをやや把握しにくくしていることも否定できない）。

各部各章の内容および論旨は、著者自身の手によって本書の「序論」で手際よくまとめられてもいるので、以下ではその論旨の特徴に重点を置いて本書の内容を略述し、コメントを加えることとしたい。

著者は、以下で言及する①「適正手続保障としての労働基本権」論、②相関的・弾力的団体交渉権論のほ

か、③労働基本権の生存権的な捉え方からの脱却、④「政府としての政府」「使用者としての政府」「人事権者としての政府」の区別、等を本書の基本的な検討視角としているが、これらを踏まえた本書の論旨には、公務員の労使関係においては民間部門とは異なり当事



●北海道大学出版会
2006年2月刊
A5判・335頁・5565円
(税込)

●わたなべ・まさる
法学研究科教授
大阪市立大学大学院

者自治に制約を受けるという点を直視し、そのような中で労働基本権が果たしうる意義を検討するというスタンスが貫かれているといえる。この点が、本書における最大の意義・特徴だといえよう。

このような特徴は、第2部で主として展開される「適正手続保障としての労働基本権」論にもっとも顕著に現れている。著者は、当局や議会が勤務条件決定権限を広い範囲にわたって保持する公務員制度においては、労働基本権保障のあり方は民間部門とは異なる（民間部門におけるのと同様の労働基本権が公務員にも保障されるべきであるとの考えには必ずしも固執しない）との基本的認識に立ち、公務員制度における労働基本権の意義として、当局等が持つ公務員の勤務条件にかかわる決定権限が適正に行使されているかのチェック機能を重視するのである。具体的には、労働基本権は、当局側の決定過程における利害関係者としての労働組合（職員団体）の手続的関与とそれに対する当局側の誠実な対応の必要性、当局側の決定や対応に対する異議申立としての団体行動の許容、当局側の説明責任等を導き出す意義を有するものと把握される。この「適正手続保障としての労働基本権」論を主要なよりどころとして、第2部では、当局側に対する異議申立として行われる（一種の「経済的政治スト」としての）

争議行為が許容される、いわゆる人勧ストの場面では、当局側が説明責任を十分に果たしたか否かが、人勧ストの合憲性や、ストが違法とされる場合に行われる懲戒処分等の効力を判断する上での重要な考慮要素となる、等の所説が（ここでの略述よりはるかに精緻な形で）展開されている。

一方、第3部においては、公務員の勤務条件決定に関する「民主的正統性の要請」と「集团的利益保護の要請」を交渉事項ごとに相関的に、かつ、交渉の経緯や当事者、組合（職員団体）の要求の仕方等に応じて弾力的に考慮することで団交権保障の内容を検討するという相関的・弾力的団体交渉権論が比較法的検討を踏まえて提示されており、こうした考え方に沿って、保障される団体交渉の内容や団体交渉上の合意の効力等に関する所説が展開されている。ここでも、保障される団体交渉の内容は、必ずしも共同決定（公務員の

勤務条件を終局的に確定する団体交渉上の合意）を目的としたものには限定されておらず、当局側の決定権限を前提とした説明責任の履践という形での団体交渉の意義も重視されているなどの点に、先に見た本書の基本的特徴や「適正手続保障としての労働基本権」論の現れを見て取ることができる。

このような、公務員の集团的労使関係における当事者自治に対する制約を直視した本書の所説は（後述するように憲法論における位置づけ方については問題になりうるが）公務員の労働基本権あるいは集团的労使関係法のあり方に関する問題の本質を鋭く突いたものと評することができる。また、本書の所説、特に団体交渉に関する第3部の検討は、公務員の労働条件決定において種々の行政機関や議会が重層的に決定を行う（しかも問題となる事項ごとに決定の主体が異なる）という状況を踏まえつつ、これら諸機関との関係での

大原社会問題研究所雑誌

No. 574-575 2006.9-10

定価 1000円（本体952円、年間購読 12,000円）

【国際シンポジウム】日本とロシア—戦争の100年、平和の150年

ロシアから見えるアジア極東と日ロ戦争
日ロ戦争と風刺に見る権力政治の考察
日本における日ロ非戦論
ロシア思想に現れた日本
日ロ関係の転機としての日ロ戦争
諸報告へのコメント（その1）
諸報告へのコメント（その2）
質疑応答

タチヤーナ・フィリモノヴァ
ソク・ファジョン
梅田俊英
坂本 博
コンスタンチン・サルキーソフ
和田春樹
ユ・ヒョジョン

■書評と紹介

松丸和夫監修／労働運動総合研究所編『グローバル化のなかの中小企業問題』 小宮昌平
川合隆男著『近代日本における社会調査の軌跡』 濱谷正晴
森岡孝二著『働きすぎの時代』 永田 瞬
川手撰著『戦後日本の公務員制度史』 早川征一郎

社会政策学会会員研究業績一覧（2005年）

社会・労働関係文献月録

法政大学大原社会問題研究所

法政大学大原社会問題研究所2005年度の歩み

月例研究会

所 報 2006年5・6月

発行/法政大学大原社会問題研究所
発売/法 政 大 学 出 版 局

〒194-0298 東京都町田市相原町4342 Tel. 0427-83-2307

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-14-1 Tel. 03-5228-6271

労働基本権の意義を多角的に検討するという視点が示されており、この点も同様に問題の本質を突いたものと評しうる。公務員の労働基本権に関するこれまでの議論の蓄積は相当に重厚なものではあるが、その主力は判例法理の批判的検討と現行法の合憲/違憲論に向けられており、これらを超えた領域では上述のような本質的と考えられる点についても必ずしも十分な検討がなされてこなかったように思われるので、こうした点の議論を深める本書の意義は大きいといえる。

また、(これは憲法論を展開する著者の意図には必ずしも沿わない読み方ではあろうが)本書における著者の公務員労働基本権論は、判例法理における基本権制約の主要論拠である財政民主主義・勤務条件法定主義との調和(あるいはこれらとの抵触の回避)に留意し、かつ、現行の公務員勤務条件決定システムを強く意識したものであるといえるので、これらを前提とした場合に労働基本権の果たしうる意義や、公務員労使関係法制のあり方に関する示唆を本書から読み取ることも可能なように思われる。この点で、現行法の解釈論や、現行の公務員勤務条件決定システムを基本的に維持する中での立法論を考察する上でも、本書は意義深い検討の素材を提供するものといえる。

一方、本書が憲法論のレベルで公務員労使関係における当事者自治の後退を正面から、かつ大幅に認めていることの是非は問題になりえよう。殊に、公務員の勤務条件に関する当局側の決定権限を強調する「適正手続保障としての労働基本権」論においては、当事者自治に基づく集団的労使関係の形成・運営への志向は、少なくとも極めて希薄である。こうした立論は、憲法学の領域で適正手続論に関する研究の蓄積を持つ著者ならではのものともいえるが、他方で多くの労働法学説や労働運動の立場からすれば、衝撃的とすらいえるものであろう。

こうしたことから、評者としては本書に対して次のような意見を提起したい。

まず、「適正手続保障としての労働基本権」論については、その斬新さと、本書の論旨における一番の核となる考え方であることに鑑みれば、このような考え方を導き出す過程や、労働基本権の意義に関するこれまでの学説との異同について、より丁寧な説明が必要

であったと考える。

次に、公務員の勤務条件決定について当局・議会が決定権限を有する場合に、労働基本権が勤務条件決定過程への手続的関与という形で現れるという本書の指摘は、その限りでは適切なものと評者も考える。しかし、このような当局等の決定権限を「適正手続保障としての労働基本権」論の前提をなすものとして憲法論のレベルで前面に押し出していることについては、著者が現行公務員勤務条件決定システムの影響を過度に受けた形で憲法論を展開しているのではないかと疑問を禁じえない。この点については、憲法原理を確認する手がかりとして現行法を参照するのであって法律をもとに憲法を考察するわけではないとの説明(131頁)がなされているが、労働基本権に基づく当局側の決定権限の縮減を志向する多くの学説の立場からすれば本書に対する違和感をもっとも大きい点であろうと思われるので、この点についてもより丁寧な説明が欲しかった。たとえば、著者はこのような労働基本権による当局側の決定権限の縮減の範囲を憲法レベルで画定することの難しさに言及している(4頁, 27頁, 131頁など参照。それはその通りであろう)が、そうであれば憲法の枠内で立法政策に幅があることを前提として、当局側の決定権限を広く認める政策が採られた場合の労働基本権のあり方として「適正手続保障としての労働基本権」論を提示するという位置づけ方もあったのではないか。最終的に著者がこのような考え方を採らないとしても、こうした可能性も考慮しつつ立論することは、従来の学説の立場との対話を深めることに資すると考える。

また、団体交渉権に関して、著者は団体交渉の手続的関与的側面を重視するという観点から、私企業型の団体交渉が保障されない領域での交渉を必ずしも合意形成を目的としたものとは捉えていないように思われる。しかし、合意に基づく労使関係の運営は、著者も意識する「公務員制度における集団的労使関係秩序」(29-30頁)の中核をなすものというべきであろう。このように考えると、上記のような領域での団体交渉も合意形成を目的としたものと捉えた上で、合意の相手方、内容、効力や合意未達時の処理等について私企業型の団体交渉とは異なる考慮をするというのが、著者の基本的スタンスを前提とした場合にも議論の本筋

となるのではないかという疑問が持たれる。

この他にも、著者の所説のやや細かい点や比較法的検討について（批判的なものも含め）本書にコメントを加えたい点は多々あるが、紙幅に制約もあるので、評者はこれらの諸点からも知的刺激を受け、向学心を喚起されたことを述べるに止めたい。以上述べてきた

ように、本書はさまざまな点で刺激的な内容を持つものであり、本書を契機として公務員労働基本権論に関する更なる議論が展開される可能性、期待は大きいといえよう。

かわた・たくゆき 筑波大学大学院ビジネス科学研究科助教授。労働法専攻。

読書ノート

大沢真知子 著

『ワークライフバランス社会へ』

——個人が主役の働き方

小倉 一哉

（労働政策研究・研修機構副主任研究員）

本書は、専門知識がないと読めないような専門書ではなく、多くの人に読まれるべき一般向けの図書である。本誌の編集委員である評者としては、専門書に対する「書評」ではなく、本書の読後感と一般読者への普及にとって参考になるような見解を述べるため、「読書ノート」を採択した。

読んでよかった。本書を構成する重要なテーマである、労働時間や非正規雇用について浅薄ながら研究している評者にとっても、参考になる情報やサジェスションがいくつもあった。一般向けという本書の役割からすれば、多くの企業経営者、働く人々、労働組合関係者、主婦、政策立案者、学生等に読まれるであろうし、またそうであって欲しい。

本書の長所は、「ワーク・ライフ・バランス」という観点から、今日の我々を取り巻く労働状況について事実を紹介し、欧米との比較から問題点を指摘し、今後のあるべき方向性についても、とてもバランス良く適切に叙述されていることだ。特に、さまざまな個人に対するインタビューは随所で丁寧に紹介・叙述されており、本書の最大の魅力であると感じる。また第5章では、現下の所得税制、社会保険制度について、わかりやすく解説している。個人的にはこの章がいちばん役に立った。大沢氏をよく知っているつもりだった評者は、彼女がこれほど個人へ



●岩波書店
2006年3月刊
B6判・229頁・2100円
(税込)

●おおさわ・まちこ 日本女子大学人間社会学部現代社会学科教授。

のインタビューや制度の話に興味を持っていることに、ちょっと驚いた。というのも、これまで評者は、彼女の分析手法はマイクロデータを使用した実証分析が中心だろうと思っていたからだ。研究の「幅」が拡がり、「温かさ」が増したのだろう（生意気で失礼）。

他方、一般向けとしたためか、主張の構図が単純化されていると感じる部分がある（44頁、77頁など）。「終身雇用制度」や「年功型の賃金制度」や「職能給」は、果たしてどの程度の労働者をカバーしてきたのだろう。ただ、編集サイドから、研究書にありがちな、限定的な叙述をあえて避けるように言われたのかもしれない。また主張の基になっているいくつかの情報源は、新聞や週刊誌等に依拠している（3頁、34頁、104頁など）。これらは後学のためにも（たとえ一般向けであっても）、原典を紹介して欲しかった。さらに細かい点を指摘させていただく。30頁の労働時間の制度に関する叙述であ